

【会員限定】

新たな取り組みを始めるみなさまへ

10万円

をサポートします！！

(総事業費の3分の2以内で上限10万円)

対象となる取り組みとして

販路開拓やサービスの向上対策など商売繁盛につ

ながる事業であること(※小規模事業者持続化補助金に準ずる)

○取り組み例

新たな販促用チラシ・パンフレットの作成

新たな販促用PRのウェブサイトでの広告

展示会・見本市への出展、商談会への参加

商品パッケージや包装紙の作成

新商品の開発

新サービス提供のための店舗改装や看板の設置 など

【事業対象者】

当所会員事業所(規模業種は問わない)

※経営革新計画の認定事業者

※経営力向上計画の認定事業者

※国のものづくり補助金・持続化補助金や国・県・市の創業補助金等にノミネートしたことがある事業者(ただし、平成25年度以降に10万円以上の国・県・市の補助金事業を実施した事業者は申請できません。(助成金は除く))

【募集期間】

平成 29 年 9 月 1 日（金）～10 月 13 日（金） ※書類提出〆切り
申請は年間 1 社 1 回に限る

【補助対象経費】（国の持続化補助金に準ずる）

機械装置等費、広報費、新商品等の開発費、委託費、店舗改装費、
商品パッケージやラッピング費、IT システムの購入及び構築、
展示会等出展費、車輛購入費（買い物弱者向け事業に限る）旅費、
借料、専門家派遣、資料購入費、雑役務費

【補助対象外の経費】（国の持続化補助金に準ずる）

- ・ 飲食、娯楽、接待等費用
- ・ 事務用品の消耗品購入費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になりえる事務機、機械装置費用
- ・ 振込手数料
- ・ 駐車場代
- ・ タクシー代 等

【申請の流れ】 予定

当所へ相談

⇒申請書作成・提出（10 月 13 日）

⇒審査会（10 月下旬）

⇒採択可否の通知（10 月下旬）

⇒事業実施期間（4 月 1 日から 2 月 28 日まで）

⇒報告書作成（3 月 15 日〆切り）

【申請にあたっての「注意事項」】

1. 同一テーマ・内容で同一年度内に他の事業所や諸団体、行政機関、個人等からの補助金や助成金との併用はできません。
2. 平成 25 年度以降に、国・県・市の 10 万円以上の補助金事業を実施した事業所は申請できません。
3. 申請は 1 社 1 事業のみとします。
4. 採択された事業は、事業名・事業概要・事業所名・代表者ならびに実績報告等を当所の会報やホームページ等で公表させていただきます。

5. 当所職員がサポートいたします。
6. 採択された事業は、必要に応じて遂行状況報告書を、また事業終了後に実績報告書を提出していただきます。
7. 本事業の対象期間は、平成29年4月1日から平成30年2月28日までとします。
8. 補助金の採択審査は、提出資料に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行われます。
9. 採択決定後、申請者名義の指定口座へ一括にてお振り込みします。

【応募時提出資料】

- | | |
|---------------|--------|
| 様式① 申請書・事業計画書 | 原本 1 部 |
| 様式② 補助金交付申請書 | 原本 1 部 |
| 様式③ 補助金概算払請求書 | 原本 1 部 |

●法人の場合（下記すべて写し）

- ・貸借対照表および損益計算書（直近1期分）
- ・営業確認できるもの（法人税や事業税の領収書またはその証明書、税務署の受領印のある確定申告書の別表1、電子申告した申告書およびその受信通知を印刷したもの 等）

●個人の場合（下記すべて写し）

- ・直近の確定申告書【第1表、第2表、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1~4面）】（税務署受付印のあるもの）または開業届（税務署受付印のあるもの）

【問い合わせ先】

玉野商工会議所 〒706-8533 岡山県玉野市築港1-1-3

TEL 0863-33-5010 FAX 0863-31-5558